

案（五）五權憲法の原理及其運用

第三條 小學低年級の黨義課程は孫中山先生革命史實を「おはなし」として聞かせること

第四條 各級小學では民權初步の演習をなすべく高級小學にては平易に三民主義大意を授くべし

第五條 初級中學は三民主義及建國大綱を高級中學は建國方略概要及五權憲法を平易に説明すべき

第六條 中等師範及其他の職業學校黨義課程は普通中等學校の規定を適用す

第七條 小學校は兒童をして黨義の具體觀念を、中等學校は學生をして黨義の正しき理解を

専門學校及大學は學生をして黨義に對し理論體系、實施序程及運用方法の分析研究をなさしむるに力を注ぐべし

第八條 各級學校黨義課程の教授時間は毎週少くも二時間とす

第九條 各級學校黨義課程は中央より頒行せる民族獨立運動教育課程と聯絡せしむべし

第十條 各種黨義課程の教本は中央訓練部より全國最高教育行政機關と共に之を編審頒行すべし

し

第十一條 本通則第二條規定の黨義課程は最低限度の必修課目なり、但専門學校又は大學分科は性質の異同により一種又は數種に特に重きを置くことを得

第十二條 本通則は中央訓練部の提請により中央執行委員之を改修す

第十三條 本通則は中央執行委員會の議決により之を施行す

右通則第八條には少くとも二時間と規定されてゐるが實際には毎週一時間しか三民主義を講授せぬ學校もあり、初級小學の一、二年には全然之を缺く處も無いでは無いが、之等は極めて小數の例外であり通則の徹底と共に漸次改めらるゝ事であらう。

大學院が此の「通則」頒行の際發した訓令に因れば、中央訓練部は黨義の教授時間教材の安排及教育標準等に關する諸案も作製中であるが、之が正式に大學院から頒行される迄は各省市區教育行政機關は各級黨訓練部と共同して臨時辦法を酌定すべきものとしてゐる、從て今日では此の點はまだ全國劃一とは行かない。

山西教育廳は十七年十月「中小學校の黨義授講臨時標準」なるものを酌定頒行して教材の分

配を稍具體的に示せる外、教師の豫備研究に資する爲め多數の参考書をも並記してをり、又十七年末の同省中等學校々長會議は中學の黨義教授に關し時間及教材共具體的に其の分配を議定してゐるが繁雑に堪へぬから茲には省略する。

三民主義教科書審査規定

- 一、小學校初級中學高級中學及其他の同等學校用の三民主義教科書は三民主義教科書編審委員會の審定を經、教育行政委員の認可を得たるものに非れば採用するを得ず
- 二、各校現在採用の三民主義教科書にして編審委員會が不當と認むるものは國民政府教育行政委員會に請ふて之が採用及發行を禁止すべし
- 三、各校現在採用の三民主義教科書にして編審委員會が不適當となす部分は教育行政委員會に請ふて一定期間内に之を改訂せしむ
- 四、審査の結果孫總理の主義及黨の政策に符合し且つ學年程度に適當なるものは合格とす
- 五、三民主義教科書の發行人は其の印本十部を教育行政委員會三民主義教科書審査委員會に送付して其の審査を受くべし
- 六、審定済の三民主義教科書には表紙に國民政府教育行政委員會審定と明記すべし
- 七、凡そ總理の主義に關する教科書即ち「中山主義」「三民主義」等の教科書も亦審査を受くべし
- 八、本規定は公布の日より施行す

然し現行三民主義教科書の實際に就いて觀るに教育行政委員會の審定を經たものは一もなく或ものは國民党中央執行委員會宣傳部審定（十七年）とあり、最近のものには「民國十六年六月經大學院審定」とあるが、審査済を明記せぬのも多數ある。之は右規定が十五年十月二十五日廣東時代の國民政府の公布に係り爾來政府の官制組織に幾多の變遷があつた爲めで今後は中央訓練部と教育部との共同審査を受くべきものなるは前顯「各級學校黨義追加課程臨時通則」第十條によつて推斷される。

總理記念週

これはあらゆる黨政各機關が等しく行ふ處で學校のみに限らるゝ譯ではない。毎週一回孫總理を追念し各自の國民革命に對する責任を反省すると云ふ一種の儀式である。蔣介石に率ゐら

れた北伐革命軍が始めて廣東に勢揃をした頃から國民政府治下の各機關は毎週一回總理の遺像及遺囑を前にして政治軍事の報告をしたものであるが、之が回を重ねるに從て漸次一定の形式を整ふるやうになり、終に不文の行事缺くべからざる儀式となるに至つた。

國民黨の細胞組織は所有する機關及團體に及んでゐたから、學校も自然各機關並に紀念週を行ふに至つたものである。尤も總理紀念週は法規によつて強要されてゐるものではないが今日實際上之を舉行せぬ學校は極めて稀れである。通則としては毎週月曜第一時間を之に充てるが、内には土曜日の放課後等に行ふ所もあり、又黨區分部の紀念週に學生が參加出席する處もある。週會々場には必ず孫總理遺像及國黨二旗が掲げられるが其の外遺像を中心にして「天下爲公」を區し「革命尙未成功」「同志仍須努力」を聯するのが尤も普通の佈置であり、更に遺囑を掲げる處もある。

週會の順序は（一）國旗黨旗遺像に對し三鞠躬禮（二）主席の遺囑奉讀（全體低聲に隨て朗誦す）（三）靜默三分間は缺くべからざるもので（但括弧内は略すことあり）之が済むと主席は前一週の黨務學事成績今一週の計畫等を報告し、修身講話や時事問題の説明等を講演する。時

事問題は注目すべき點で、例へば濟南事件條約改正問題等政治外交の時事を支那の國民革命三民主義との關聯に於て説明するもので、上級學校では往々に校外の名士を聘して時事に關する講演を聽くのである。

七、三民主義教科書

三民主義教育に於て最も特色あるものは中小學校に於て三民主義教科書を課してゐることである。大學院の命令によつて中小學校は小學二年以上は毎週少くも一時間乃至二時間三民主義を課しなければならぬことになつてゐる。然し學校によつて三民主義とも黨義とも云ひ必ずしも其の課目名は一致してをらぬが均しく三民主義を講ずる點は同一である。

今日三民主義教科書として世は行はれてゐるものに左の數種がある。

- 商務印書館出版「新時代三民義教科書」……初級小學（四年間）用、全八冊（著作、朱子辰
校訂、朱徑農）
高級小學（二年間）用、全四冊（編纂、李揚
校訂、王雲五）初級中學（三年間）用、全三冊（編輯、鄧卓立
校訂、王雲五）
新國民圖書社印行（中華書局）「三民主義課本」……初級小學用全四冊（編輯陳紹昌、校訂葉楚倫
魏冰心、朱開新、校訂范祥善）
世界書局出版「三民主義課本」……前期（初級）小學 全四冊（編輯朱開新、校訂于右任）

後期(高級)小學 全四冊(編輯校訂閱同前)

他に「平民教育」用として新時代教育社から「三民主義千字課」なるものが二冊出てゐる。曉莊學校民衆教育研究會の編輯で校訂は蔡元培である。

三民主義教科書の内容と云へば、勿論孫逸仙の「三民主義」に外ならぬが原講其儘ではなく此の浩瀚な「三民主義」を兒童の能力に應じ極く平易簡単に編輯したものである。併し厳格に「三民主義」のみに限らるゝものではなく、同じく孫逸仙の著作たる建國方略、建國大綱、中國國民黨第一次全國代表會宣言等をも援用せる外孫逸仙傳、中華民國々民黨々史等をも適當に轉錄してゐる點は各課本とも殆んど一致してゐる所であり、又皆當局の審定を得てることは云ふ迄もない。

筆者は茲に小學校教科書によつて「三民主義」を研究する意圖は毛頭ないのだが、只此の「三民主義」が六七歳からの小學生に如何に教へられてゐるかを知ることは決して徒勞でないと思ふから冗漫を不厭之が小學校用課本の内容を紹介し度いと思ふ。

商務印書館の第一冊は民國十六年二月の初版で十七年五月迄に百五十版を出してをり、他處

のものに比し遙に廣く行はれてゐるから、茲には先づ同書館のものに據り第一二卷は全譯を、以後は各課本の内容の大約を譯出することとする。

編輯大意に據れば初級小學用の八冊は毎冊二十頁、一年級から始めるならば、毎週一課宛教へて四年で終り三年級からならば二課宛二年間で完了する計算である。

小學校初級用第一卷 (最初の數字は課數で其下に續くのは題目である)

扉に國旗、黨旗及孫中山の遺像を寫眞で出し有名なる總遺囑を掲げてある。

一、國 旗 これは我國の國旗(挿繪、國旗)

二、光 明 青天白日は光明である。

三、快 樂 赤は快樂の色。

四、三民主義 三色國旗は三民主義を表はす(挿繪、鼎を中華民國とし鼎足を三民主義に喩へたるもの)

五、民 生 人々は皆働いてから御飯をいただく。

六、民 權 人々は公權を享有すると共に責任を負ふ(挿繪、投票券と投票箱)

七、民族 他國を侵略せず、他國に侵略されず。

八、大が小を欺く大人は小供をいちめんではならぬ、大國は小國を侮てはならぬ。

九、心を合はす 小供も協同せば大人を負かすことが出来、小國が聯合せば大國を打破る。

十、抵制

強國の侮を抵制するには兵を用ふるに及ばず只彼等の商品を買はなければよい。

十一、外國商人 中國に於ける外國人の商賣が立ち行くのは全く中國人が彼等外國商品を買ふからである。

十二、一本萬利 外國人が中國で儲ける金は一年十二億圓。

十三、輸入品 外國人が毎年中國人に賣る輸入商品高は中國人が彼等に賣る國產物より五億圓多い。

十四、外國銀行 外國銀行が中國で紙幣を發行したり利息を取つたりする儲は一年約一億圓。

十五、外國汽船 外國船は中國で毎年運賃數千萬圓を儲ける。

十六、租借地收稅 外國人は中國に租界又は租借地があり、其處から徵收する稅金は年五億圓
(挿繪、大連灣)

十七、外人は鐵道を造る 外人の中國に於ける鐵道商賣も非常な利益があり、南滿鐵道一ヶ所だけでも年五千餘萬圓を儲ける(繪、南滿鐵道)

十八、他の商賣 其他外國人が中國で人を騙つて儲ける額も年數千萬圓である、例へば今日はゴム株を賣り明日はマークを賣ると云ふやうにして。

十九、國產品 なるべく中國商品を用ひ外國品を使はぬのが國に忠である。

二十、何故國產品がよく賣れぬか。それは中華が關稅自主が出來ぬから。
同 第二卷 (民族主義)

一、關 稅(一) 中國の商品を外國に持つて來る時は百圓につき七八十圓の稅金を納めねばならぬから如何しても賣値が高くなる。

二、同 (二) 外國商品を中國に持つて來る時は百圓につき稅金が五圓であり所によつて二圓五十仙の附加稅があるだけだから外國商品は値が安い。

三、同 (三) 何故中國は税金を増さないかと云へば中國は以前から不公平な條約に縛られるる爲めに自由に増税が出来ないのである。

四、不平等條約(一) 外國人と中國とで定めた條約は大半は不公平なものである。第一は外國は自由に増税出来るが中國の關稅は其が出来ない。

五、同 (二) 第二は中國人が外國に行けば外國の法律を守らねばならぬが外國人は中國では中國の法律を守らなくともよい。

六、同 (三) 第三は外國は中國に駐兵出来るが中國は外國に駐兵は出来ぬ。

七、同 (四) 第四外國の軍艦及商船は中國内河を自由に航行出来るが中國の軍艦商船は外國の内河を航行することは出来ぬ。

八、同 (五) 第五外國人は中國の租借地に砲臺を築き鐵道を敷き軍港を造るが中國で同様なことをすることは出来ない。

九、領事裁判權(一) 外國人が中國で罪を犯す時は中國の法廷で裁判せず彼等本國の領事が外國の法律によつて裁判する。

十、同 (二) 外國人が中國人から借りた金を還へさぬ時は中國人は中國の法廷に訴へることは出来ずに領事館へ行つて訴を起さねばならぬ。

十一、我等の責任 不平等條約の廢除は我等の責任である、皆が同心協力して其をしなければならぬ。

十二、忠 中國を強くしやうと想ふならば人民は先づ道德を培養せねばならぬ。第一は盡忠報國である。

十三、孝 我等は父母に孝順でなければならぬし又父母の顔を汚してはならない。而して努力して善い人間にならなければならない。

十四、仁 愛 我等は人に對して好意を持ち人の急を救ひ人の勞を手傳つてやらねばならぬ、又凡てのものを愛惜しなければならない。

十五、信 我等は信實を心掛け嘘を云つてはならない、誠を以て人に接し、口で引受けた一言も證文と同様の効力なければならない。

十六、義 我等は何事をなすにも義氣がなければならぬ。不正をにくみ、強きを抑へ、

弱きを扶け、公平に人を取扱はなければならぬ。

十七、平和 中國人はもとから平和を愛したが、この心掛は保存しなければならぬ。而して軍閥及其他の武力を以て人を欺く者を打倒しなければならぬ。

十八、民族精神の恢復 民族精神を恢復するに三の要件がある。(一)固有の道徳を恢復し、(二)固有の智識に重きを置き、(三)固有の團體を利用する。

十九、家族制度 中國人の家族觀念は非常に強く、團結の力は非常に大きい、今後は此の家族主義を推し廣めて國族主義にしなければならぬ。

二十、國族 家族を合せて宗族となし、宗族を合せて國族とする。中華民國は漢、滿、蒙回、藏の五族から成り立つてゐる。

同 第三卷 (前半、民族、後半、民生)

開卷第一課は中國の天才と題し「中國は昔は思想家も發明家も非常に多かつた、だから中國人の天才と云ふものは元來非常に高等なものである」と全卷の總括を先づ述べ第二課から八課迄には指南針(磁石)、印刷術、養蠶、綢緜、紡織、飲茶、磁器、太鼓橋、吊り橋、火薬等の最初

の發明が「皆中國人の天才によるものである」ことを簡単に説明してある。九、十は中國の思想家と題し、孔(忠恕)孟(仁義)老墨を擧げてゐるが老墨についてはこう書いてある。「老子は一切萬事自然に順ふべきことを主張し、政府が人民の自由に干渉することには賛成しなかつた。墨子は博愛を教へ兵力を以て他國を攻撃することに反対した。」

此の許多なる發明家思想家にも不拘、後來事々に中國が他國に遅れたのは科學を重んじなかつたからである(十一科學)とし、十二から十五課迄は科學の所産たる機械、工場、汽船、汽車飛行機、電機(電燈、電話、電報、電車、ラヂオ、寫眞電送)採礦冶金(石炭、鐵)に言及し、十六の「中國人の科學研究」には「我等は民生問題を解決する爲めに極力科學を提倡せねばならぬ……」と云ひ、かく科學方法を以て中國の工業を改良して大工場を興し多量の商品を製造し以て外國製品を壓迫せば國家は漸次に富裕となる(十七工業の改良)と云つてゐる。十八には「工人扶助」の方法として、勞工者の教育を廣め衛生に注意し彼等の待遇を改善すべしとの三項を擧げ、十九には電報、郵政、汽船、汽車、電車、乗合自動車等の經營は私人に任せべきでなく、國家又は公共團體の經營として大衆の利益を謀るべきである(實業の國家經營)

と云ひ、二十では中國現有の鐵道六七千哩に更に六七萬哩増築延長の必要を述べてゐる（鐵道
増設）

同 第四卷（民生主義）

最初の七課に於て、植付けられた一本の棉が一本の絲となり一反の布となるのは農夫、農學家、技師、職工、工場主、運送業者、顧客の協同の功勞に依る所以を簡明に説明してゐる（誰の功勞か？）。例へば「工場主」については「紡績工場の株主も功勞がある。彼等は幾許かの錢を出して原料を買ひ機械を買ふからこそ工場も開け絲も紡ぐことが出来る。」運送業者に付ては「……若し彼等が居なければ製造品は倉庫に積まれる許りで運び出せないから錢にすることが出来ぬ。」顧客の功勞については「……もし人々が綿絲を買はなければ紡績會社は金儲けが出来ない。」等。社會の事は何事も相互に關係を持つてゐるものであるから勞資も亦互に助け合はねばならぬ（八、九）と云ひ、フォードの自動車製造會社を其の良き實例として援用し之が爲めに特に十、十一の一課を割いてゐる。（譯者註十月中旬の新聞は南京國民政府がフォードを名譽顧問に推薦して受諾を得たと報じてゐるが亦因つて來る所ありと云ふべきであらう。）

十二、十三の一課には模範資本家及び職工として知らねばならぬ要件として各三件を擧げてゐる。即ち前者に對しては「（一）勞働時間を延長すべからず。時間長ければ職工疲れ作業粗雑となる、（二）勞銀を減少すべからず。勞銀少きに失せば職工不愉快を感じ作業に力入らず。（三）製品の賣價を高くすべきからず。あまり高ければ買手なくなり收益不能となる。」後者に對しては「（一）勞働時間短縮されたら作業は特に精細なるべく、（二）勞銀増加せば更に仕事に精勵すべく（三）工場主の爲めに原料を節約すべし、否れば工場の利益なくなり従つて君の利益分配及昇給の機會がなくなるてあらう。」

十四課以後は農に關する方面のみで保護農民、地主と小作、農業機械、施肥と輪種、害蟲驅除及天災防禦、農產物の運送（運河に言及す）、農產の加工（乾もの、鹽漬の舊方法の外罐詰が保存と運送に便利なことを説明してゐる）等是であり、農業機械の後半には「……吾國東三省一帶は荒地が非常に多いから機械を用ひて開墾せば農產物を増加し得ること少くからうと附言してゐる。

同 第五卷（民生主義）

本巻からは活字が小さく用語も稍六ヶ敷しくなり挿繪も少く、前四巻とは排印及内容共一段格式の上つてゐるのを感じる。全巻民生主義に關するもので、其の目次及概要是

一、生絲の改良。桑葉及蠶種の改良、蠶病治療に外國の方法を用ふること、製紙に新式機械を用ふ。

二、麻業の振興。麻種の改良、肥料、新式織麻器の使用。

三、棉業の挽救。中國棉業失敗の原因三個あり之が挽救策として、(一)關稅自主の力爭(二)釐金の廢止、(三)工場管理法の改良が必要。

四、毛織工業の提倡。外國人は安い中國の原料で造つた毛織物を高く中國に賣り付け非常な收益を收める。我等が自ら大資本を集合して毛織物を造つて外國品に代ふれば、其によつて年々利權を回収することが出来る。

五、礦山の開發。南方の雲南湖南等には銅、銀、鉛、錫、金、アンチモニーが少くなく、北方山東山西等には石炭、鐵が多く山西一省の無煙炭だけにても全北米合衆國に在るものよりも多いと云ふ、官營にて採鑛すべし。

六、物價騰貴の一原因。工場、大酒店、小賣人、消費者、其の間の手數料の爲めに高くならざるを得ない。

(之が不利を避くる爲めに以下消費組合を紹介してゐる)

七、八、消費組合。職工の團體許でなく普通人の團體も亦之を組織し得る。生産者と消費者との直接取引による組合の收益は消費額に比例して組合員に分配する。

九、地 價。各開港場の地價は數十年前に比し非常な暴騰である。(上海の黃浦灘、廣東の長堤一帯を援例してゐる)

十、地 稅。現に國民政府は各地の地價を調査し地主をして時價を報告せしめ地價に對し一分(百分の一)の税金を徵收する、……此の税金の收入は多いから他の税金を之によつて輕減することが出来る。

十一、政府の土地買收。政府は地主の報告せる地價によつて土地を買收し得る。かくせば地主は買收を恐れて時價より少く報告し得ないことになつてゐる。

十二、平均地權。政府報告地價の百分の一の税を徵す、但し地價申告後の騰貴額は國家の收

入とする、地價の騰貴は社會環境の賜であるから。

十三、四、遺産。子孫が悪ければ遺産は却て益々彼等を悪くし結局費ひ盡して了ふし、好ければ彼等は自立し得るから遺産の要がなくなる、米國の鋼鐵王カーネギーは大部分の遺産を公益事業に寄附した。

十五、相續税。遺産は本人の能力によつて得たものではない、五千元以下の遺産には百分の一、一千萬元以上には少くも十分の一を納稅せしむ。

十六、各自其の力を盡せ。各人は國家に對し力量相當の義務を盡さねばならぬ、能力大なる者は大なる責任を小なるものは小なる責任を負擔すべく、金持は多く貧乏人は少く財政上の負擔をすべく、必ずしも全部一樣とすべきではない。

十七、所得税。歐洲大戰後各國に流行せるもの、收入に應じて累進税を徵するは公平な方法。

十八——二十、民生主義。民生主義の目的は國民の生計を調節し人民の生活を改良し社會的快樂を増進し各人に相當する教育を授け、以て自立の能力を養成し得る機會を與へ、

又自己の能力發展に同等の機會が與へられ以て各の經濟地位を平等ならしむるに在る。

積極方法としては各種の實業を振興し國家資本を發達せしめて人民自立の機會を増加し、衣食住行の四項に改良を加へて各人をして安樂健康な生活を得しむ。

消極方法としては所得税、相續税を徵して資本家には國家財政上の責任を多く負はしめ以て平民の負擔を輕減し、又地稅の徵收或は土地の強請收容の方法によつて地權を平均し不勞所得を國家に收入して公益事業の經費に充當す。

同 第六卷（後半は民權主義）

一、二、三、佛國革命。自由の亂用により革命領袖迄をも殺戮したるは錯誤、革命の成功には必ず眞に識見あり眞に本領ある領袖を必要とする。

四、自由の限界。他人の自由を侵さず社會の秩序を亂さず。

五、中國人の自由と團結力。過度の自由は社會團結の重要を輕視し、精神散漫となり四億の民衆も一盛りの散砂でしかあり得ない。

六、民族の自由。四億が一心に合力して民族の自由を争へ。帝國主義の侵略を打倒し。不平等條約を廢除して真正獨立の中國を造れ。民族の自由有つてこそ個人の自由が確保される。

七、自由の誤用。孫中山先生曰く「自由には厳格な限界がある、然るに我國の新學生は限界なき自由を社會に説き廻るが容れられず遂に之を學校内に持ち歸へる、其處で始終學校騒動なるものが起るのである。」

八、平等。米の獨立、佛の革命の一のスローガンは平等。平等の後に自由がある。中國現在の革命は國際地位の平等、政治地位の平等、經濟地位の平等、を爭ふに在る。

九、人爲の不平等。專制時代の帝王は天意を偽造し、或る者は自ら正命の天子と稱し、或る者は上帝から全國の統治權を授けられたと云つた。彼等は彼の爲めに死力を盡す一群の人達を封賞した。階級の造出、公侯伯子男民。卿、大夫、士、庶人。

十、天才の差別。人爲の不平等は打倒すべきも人類の天才は自ら別、先知先覺、後知後覺不知不覺の區別。

十一、二、誤れる平等。人類天賦の聰明才力不同。一樣なる平等は不可能、有智識有才幹の領袖なれば社會の進歩なし。偽平等の弊害は社會を退化して國滅種に至らしむ。

十三、四、眞の平等。各人の力量に従つて服務すると云ふ道德心が發達せば天生の不平等を一樣に平等とする必要はなくなる。

十五、民權主義下の平等。人民の政治上の立場は一樣に平等である、但し政治上に負ふ責任は聰明才力の不同に従つて異なる。才力劣れる者も人として誤なければ公民の資格を得政治上の權利を行使し得る。

十六、選舉權。公民の權利の一。國內行政官吏及代議士を人民が直接又は間接に投票選舉する。

十七、創制權。普通立憲國家の法律は議院之を制定するが、人民が直接法律を制定し得る權利あるものに瑞士及米國の西部諸州がある。人民が草案を擬定し土地の有選舉權者の署名人數が法定數に達せば、政府は其の草案を人民の投票に訴へ多數の賛同を得ば草案が法律となる。

十八、複決權。議院制定の法律に對し改修を提議し人民の公決を要求する權利、若し署名人數が法定數に達せば政府は之を受理し投票前に贊否共印刷物によつて意見を發表宣傳し得るが、印刷費は勿論各人の負擔である。投票の結果賛成多ければ政府は之を執行する。

十九、罷免權。官吏は人民の選舉によるものなれば民意に反する場合は人民は彼を罷免し得る權利を持たねばならぬ。人民は聯名を以て再選舉を請求し、署名人數法定數に達せば政府は再選舉を行ふ。投票前、前任官吏は自己の政見を説明し得るし選舉の結果重任も出来る。

二十、國民黨の主張する民權。は歐米の舊套を襲踏するものではないが参考にする。民權主義を徹底し全民政治の民國を完成するに在る。

同 第七卷（民權主義）

一、政府。人民は選舉權行使して多數官吏を選出し政事を處理する機關を組織する之が政府である。中央政府、地方政府。

- 二、政府は政事を處理する専門家である。人民が官吏に政治を代行させるのは行政には専門智識を要するからである、外交司法最も然り、國家は譬へば一輛の自働車である、人民は主人、官吏は運轉手。
- 三、人民は政府を信任すべし。運轉手選擇の自由は主人に在るが運轉方法については主人は干渉すべきでない。
- 四、政府には治權あるべし。政府の治權は運轉手の運轉權と同じく重要、故に人民は善き政治を欲せば政事處理の權を政府に附與すべきである。
- 五、立法權。四個の治權の一。
- 六、司法權。司法院は分て最高法院、高等法院、地方法院。
- 七、行政權。立法、司法、考試、監察四權以外の政事處理の權は凡て之である。行政院の首領は大總統で本院の下に内政、外交、財政、教育、軍政其他の各部が直屬する。
- 八、考試權。政府は専門の人才を任用するに試験を用ふ。試験は文章を重んぜず科學を重んず、試験を受けぬ者は政府は任用することは出來ぬ。

九、監察權。又彈劾權とも云ふ。其の機關は監察院。立法、司法、考試各院に不忠實な點ある時之を彈劾する、昔の御史と似てゐる。

十、三權憲法。現在世界の立憲國は憲法に立法司法行政の三權を規定してゐるが、監察は司法、考試は行政が之を兼管してゐる状態である、之は弊害を生じ易い。

十一、五權憲法。孫中先生發明の五權憲法は完全と云へる。

十二、三、人民の四個の權は政府の五個の權を牽制するもの。(參照第六卷十六、七、八、九課)
十四、五、六、民權主義。人民の官吏選舉權が選舉後の官吏に容啄し得ないとせば其は間接の民權である、罷免、創制、複決は直接民權。政權治權の區別を明にせぬと人民と政府と始終衝突すること現在世界の各國の如くである。人民は四權によつて政府を管理し、政府は人民に代つて五權を實行する。民權は全國々民平等に之を享受する資產の制限はない。但之を享有するものは民國の國民に限る、詳言せば帝國主義に反対する個人及團體は均しく一切の自由と權利を享けるが、賣國罔民、忠を帝國主義及軍閥に効すものは團體たると個人たるとを不問、權利を享有し得ない。

十七、三民主義は一貫の主義である。三個の主義に一貫の道理がある、曰く「打破不平等」。

民族主義は外國人に對する打破不平等。民權王權は國內人民の政治地位の不平等を打破、民生主義は金持に對する打破不平等。

十八、三民主義は一個完全の主義。三民の主義は不可離の關係に在る。民族主義のみならば國家主義となり、民權のみならば似而非資產階級的民主政治となり、民生のみならば資本主義となる。

十九、三民主義は革命の主義。現在の中國民族は外國民族の壓迫を受け國際上最劣等地位に在る。民族主義は故に民族革命を提唱する。辛亥革命により名は民國となつたが、人民は民權を實行し得なかつたのみでなく軍閥、官僚、土豪劣紳の人民壓迫は從前よりも更に甚しいものがあつた。民權主義は故に民權革命を提唱し、人民を指導して諸悪勢力を推倒する。現在國內の大多數人が皆貧窮してゐるのは經濟制度の不良に因る。民生主義は故に民生革命を提唱する。

二十、三民主義と國民革命。以上三主義の革命は即ち國民革命であり、一個の團體一個の階

級の革命ではない。一階級を助けて他階級を打倒すると云ふ革命ではなく全國人民の幸福の爲めの革命である。故に國民革命の爲めに全人民一致團結して立て。

同 第八卷 (「三民主義」以外のもの)

一、二、三民主義の發明者。二十歳革命に志し六十歳の死に至る四十年間一日も三民主義實現に力を致さぬ日とてはなかつた偉大なる精神、孫山先生の傳略（總理遺囑が銅版で載せられてある。）

三、四、五、中國々民黨の歴史。興中會、民國紀元前二十七年成立。同盟會、紀元前十六年成立。國民黨、民國元年成立。中華革命黨、民國三年成立。中國々民黨、民國八年成立。十三年改組。孫先生は三民主義及五權法を創造して黨綱としたが、之が實現には時間がかかるので不取敢目前の危急を救ふ方法として政綱二十二個を定めた。甲項は對外政策、乙項は對内政策。中國々民黨の施政方針は此の政綱に根據するものである。以下分課説明する。

七、不平等條約の取消。租借地、海關、領事裁判権、武力壓迫。

八、自治單位の確立。縣を單位とす。戸口調査、自治調査機關の確立、地價の決定、道路

十八、修繕、荒地開墾、學校の設立。

九、普通選舉の實行。

十、考試制度の釐定。選舉制はいゝが之を適用し得ざる部分例へば國家が官吏を任用する場合の如きは考試制を採用する。官吏は一種の技師である。

十一、人民自由権の確立。集會（人民討論の爲め）、結社（問題の解決、學術の研究）言論、出版、居住、信仰の自由。

十二、軍制改革。我國陸軍は從來募兵制、飯を喰ふ爲めに兵になるから戰に勇ならず、敗るれば強盜掠奪をなし國民保護の觀念が殆んどない。で改めて徵兵制とし又下級軍官及兵士の生活を經濟上からも向上せしめる。營中兵士に職業教育を施し除隊後自立し無職の遊民とならざらしむ。

十三、稅額の嚴定。賦稅制度の紊亂不統一、釐金の害。

十四、農村組織の改良。中國は農業國、農民全人口の八割以上。田園生活の快樂を知らし

む。先決方法として、一、教育普及。二、道路修築。三、農業改良。四、公衆娛樂。

十五、勞工扶助。勞工生活の改良、時間短縮、勞銀增加、勞働團體の組織。農、工、商、學兵の聯合。

十六、男女平等。男尊女卑は平等の原則に反する。元と中國の法律には女子の家督承繼權を認めなかつたので父母は常に女子に冷淡であつた。陋習である。女子參政權は社會改造上重大な關係あり宜しく積極的にやるべし、教育制度に於ても亦男女同等たるべき。

十七、教育の普及。我國人中、字を識つてゐる者は恐らく全人口の二割にも達しまいから、大多數は依然愚昧無知である。個々人に義務教育（義務とは學費を徵收せぬ意）を授くる爲めには教育經費を増し小學校數を増さねばならぬ。其の爲めには教育費の獨立を主張し如何に緊要な軍費と雖も流用し得ざらしむ。

十八、土地問題の解決。商業都市の地價暴騰の爲めに成金になつた者が少くない。貧富衝突と云ふ歐米の弊を踏まさらんが爲めに土地法を定める。（參照第五卷九、十、十一、十二

二課）

十九、國家の實業經營。實業方面には私人の力及ばぬもの及私人に任し得ないものがある。

對外航業の如きは前者で鐵道は後者である。之等は國家經營とする。

二十、建國の三個の時期。孫先生は新國家の建立は先づ革命、然る後に建設であるとし、建設の順序を更に三個の時期に分けて、（一）軍政時期。一切の制度を軍政下に置き全國の平定するを俟つて訓政期が始まる。（二）訓政時期。政府は訓練せる人員を地方に派して人民自治の計畫準備を協助すると同時に人民に民權運用の訓練をなす、彼等が國民の義務を盡し三民主義を理解してから人民は縣官を選舉して縣政を執らしめ、議員を選舉して法律を議決する、各地方政府の成立を待つて地方毎に國民代表一人を選舉して、代表會を組織し中央政事に參與する。全省各縣の自治が完成せば即ち憲政の實行が始まる。（三）憲政時期。中央政府は五權——五院を完全に設立し、建國大綱及び訓政憲政の成果に據つて憲法草案を議訂して民衆に宣傳し、全國の過半數省憲政時期に入るを俟つて國民大會を開き憲法を決定する。憲法發布後は中央の統治權は國民大

會が行使する。（國民大會は中央政府の官吏及法律に對し四個の直接民權を有す。）こ
とより憲政時期は終る。全國々民が憲法に依據して民選政府を組織せばこれで建國
の順程は完成する。

高級小學二年間の教科書は全部で四卷あり、每卷十四課三十二頁乃至三十八頁、内容に至つ
ては初級小學と殆んど異なる所はないが、只其の説明と用語が六ヶ敷くなり非常に簡単ではある
が、「三民主義」の原講に近いものになつてゐる。「編輯大意」に據れば本書は三民主義、建國大
綱、建國方略、孫先生の重要な演説、國民黨の宣言及重要議決案を参考して編纂されたもので、
第一卷は民族主義、第二卷は民權主義、第三卷は民生主義、第四卷は孫先生事略、國民黨史及
對内外政策、建國大綱、建國方略の大要を記し、各課の末尾に「問題」を掲げて生徒の研究と
興味を誘ひ以て之が理解と記憶に便してゐる。

又教師の爲めには四冊の教科書の爲めに同數の教授書も出來てゐる。「問題」は其の課で學び
得た所を反覆質問してゐる形式を採つてゐるが、之は該課の精髓と見ることも出來、且つ興味
も比較的多いから以下順次各卷の目次に従つて課末の「問題」の大部分を摘出し且つ興味ある

部分については本文の一部をも譯出するとしよう。

小學校高級用第一卷（ローマ數字は問題を示す）

一、救國及救國の道理。（1）中國の領土にして外國人に占領された地方を擧げよ。（2）海
關とは如何なる機關か。（3）法權とは何？（4）救國主義とは如何なる主義か。

二、三民主義。（1）孫先生の遺囑を讀んだ事があるか、其には何と云つてゐるか。（2）三
主義を一貫せる道理は何か。

三、民族主義。（1）帝國主義とは何か。（2）辛亥革命を民族革命と云ふは如何。

四、中國民族の國際的地位。（1）中國と不平等條約を締結せる國家は何處何處か。（2）何
故不平等條約を取消し、租界を回収し、關稅自主権を得なければならぬか。

五、六、七、八、列強の人口壓迫。（1）我が中國の現在人口を英、日、露、獨、佛の五國
に比較せば如何。（2）百年後中國人口が増加しないとして尙ほ世界に於ける最大民族
と云へるか如何。（3）若し中國人口が増助しないとせば將來の中國民族の生存期間幾
許。（4）滿族は何故我々の種族を滅ぼし得なかつたか。（5）同化とは如何なる意か。

(6)多數が少數を征服せば何方が同化される。(7)外國が軍艦を中國に派するは如何なる壓迫か。(8)北京天津に駐兵する外國の意圖如何。(9)何故政治壓迫は人口壓迫よりもひどいか。(10)中國人が協力同心外國の政治壓迫に抵抗しても彼等は我が國を亡ぼし得るか。

九、十、列強の經濟壓迫。(1)何故我等は外國銀行の紙幣を排斥せねばならぬ。(2)外國人が中國境域内に工場を經營するは如何なる壓迫か。(3)君の着物の材料は何處のか(4)君は一體一年幾許の舶來品を使用するか。君の使ふ數から推算せば四億萬人が買ふ舶來品の總數は幾許になる?

如何にして列強の壓迫を去脱するか。(1)中國人の自大觀念の缺點如何。(2)民族主義の恢復を措いて列強の壓迫を脱する方法あるか。

十二、民族主義恢復の方法。(1)我等が現在生死關頭に立つてゐるとは如何なる意味か。

十三、民族地位恢復の方法。(1)我等が中國固有の文化に對する責任如何。(2)歐米の長處は汽車汽船の類に在る——科學。

十四、中國民族の世界に對する責任。(1)世界の弱小民族とは何處々々か。(2)中國民族是如何したら發達の見込が立つか。(3)大同世界とは如何なる世界か。

同 第二卷

- 一、民 権。(1)民權及政治の意義。(2)中華民國の政事は何人が管理すべきか。
- 二、民權の由來。(1)何故現代人は君權に反抗するに至つたか。
- 三、民權主義。(1)民權主義の國家を擧げよ。(2)何故孫先生は民權を叫んだか。
- 四、英國革命。(1)「大同之道、天下爲公」の意義。
- 五、米國革命。(1)奴隸制度の存在如何。
- 六、佛國革命。(1)佛國革命中途挫折の原因。
- 七、自由平等と民權。(1)中國の革命思想は自己固有のもの。(2)外人の云ふ中國人は「一盛りの散砂」とは如何なる意か。
- 八、歐米各國の争ひたる民權——間接民權。(1)代議政治が完全なる民權でない理由。
- 九、國民黨の提唱する民權——直接民權。

十、歐米各國民權政治のあまり發達せぬ原因。(1)歐米民權政治の流弊。(2)暴民專制と真正の民權制度。

十一、國民黨の民權政治解決の根本方法。(1)人民と政府との衝突の解決方法如何。

十二、人民の政府管理の四大権。

十三、五種憲法の政府。

十四、民權主義と民族主義及民生主義との關係——民族主義なき及び民生主義なき民權主義の危險。

同 第三卷

一、民生主義とは?。(1)人民の生活、社會生活、國民生活、共同生活。

二、民生問題。(1)十八世紀の機械發明が職工に與へたる影響。(2)中國の民生問題發生の原因は外國と同一なるか。

三、民生主義。(1)社會主義的主要目的如何。(2)民生主義と社會主義との不同點。

四、五、平均地權。(1)現に耕作してゐる者が何故一塊の田地も有たぬか。(2)地價の騰

貴は地主の功勞か。(3)中國が平均地權に過激手段を取らぬ理。(4)地租及土地買收の方法如何。

六、七、節制資本。(1)貧富兩階級の生れる理由——資本主義制度。(2)所得稅、遺產稅。

八、國家資本の創製。(1)國家實業の發展策。(2)國家の實業管理の長所。

九、十、十一、二、民生の需要(生活の満足)。——衣、食、住、行。(2)國家の民生に對する責任及び人民の國家に對する義務。(3)糧食の生產增加方法。(4)舶來品が中國で良く賣れる理由。(5)民生主義實行中は人民は衣食に不自由なし。(6)建築の改良、道路の増築、自動車の利用。

十三、四、民生主義と民權主義及民族主義との關係。(1)人民自らの政治にして始めて民生主義の實現が可能。(2)中國民族は帝國主義壓迫下に於て三民主義の實行可能なるか。

同 第四卷

一、二、孫中山先生略傳。

三、四、五、建國方略。心理建設——「知易行難」。物質建設——實業計畫……北部、中部、南部の富源開發、十萬哩鐵道、生活必需品製造工業の發達、鑛山採掘。社會建設——民權初步」……集會、會議の序程……動議、討論、表決。(1)外國資本の吸收、外國人材の雇用。

六、七、八、建國大綱。建國大綱二十五條。軍政時期——國內障害の除去、革命主義の宣傳。訓政時期——約法頒布、四個民權の附與、國民代表の選舉及代表會の組織。憲政時期——中央政府の五院成立、國民大會の憲法の決定及發布、憲法による全國大選舉、及三ヶ月にして國民政府解散し政權を民選政府に引渡す。

九、十、中國々民黨史略。主義、組織、黨軍。

十一、二、中國々民黨對外政策及對內政策。(原講の通り)

中國々民黨第一次全國代表大會の決定。對外政策七項。

(一)一切の不平等條約、即ち外人租借地、領事裁判權、外人の稅權管理及外人の中國領内にて行使する一切の政治的權力の如きは中國主權を侵害するものに付き全部取

し双方平等に主權を尊重する條約を再訂す。

(二)凡そ自ら進んで一切の特權の放棄を願ふ國家及中國主權を害する條約の廢止を願ふ者は中國は之を認めて最惠國となす。

(三)其他の條約にして中國の利益を害するものは調査の上「不害双方主權」の原則に基き再訂す。

(四)外債は政治上實業上中國の損失とならざる範圍内に於て之を保證償還す。

(五)庚子賠款は全部教育費となすべし。

(六)中國領内の責任なき政府即ち賄選竊賂の北京政府が借りたる外債にして人民の幸福増進の爲めにせず、軍閥の地位維持の爲めに贈賄、買收に使用し又は盜用されたものは中國人民は之が償還の責を負はず。

(七)各省の職業團體(銀行商會等)社會團體(教育機關等)を召集して會議を組織し國債償還の方法を籌備して以て、之が爲めに中國が陥りたる國際的半殖民地の地位を離脱せんことを期す。

對內政策十五項。

(一) 中央、地方の權限に關しては均權主義を採り性質上全國一致を要する事務は中央に、地方狀況に因る性質のものは地方に歸し、中央集權制にも地方分權制にも偏せざるものとす。

(二) 各省人民は自ら憲法を定め然る後省長を選舉す、但省憲は國憲と牴觸するを得。省長は一方本省自治の監督をなし、他方中央の指揮を受けて國家の行政事務を處理す。

(三) 縣を自治單位に確定す、自治の縣は其の人民は直接官吏を選舉し又罷免する權、及直接法律を創制し又復決する權あり。土地の稅收、地價の増益及び公地、山林川澤、礦產水利の收益は皆地方政府の所有とし、因つて地方人民の事業を經營し及び育幼、養老、濟貧、救災、衛生等各種公共の經費に資す。各縣の天然富源及大規模の工商事業にして本縣の資力にては創設發展し得ざるものは國家之を補助し其の純利は國家と地方と均分す。各縣の國家に對する負擔は縣歲入の百分の幾何を國家の收入とし、其

限度は百分の十乃至百分の五十とす。

(四) 普通選舉制を實行す、資產を標準とする階級選舉は廢除す。

(五) 各種の試驗制度を定め選舉制度の不備を補ふ。

(六) 人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由を確定す。

(七) 現在の募兵制度を漸次徵兵制に改め、下級軍官及兵士の經濟狀況の改善に注意し、其の法律上の地位を増進す。軍隊に農業教育及職業教育を施行し、軍官の資格を嚴定し、軍官任免の方法を改定す。

(八) 田賦、地稅の法定額を嚴定し一切の定額の徵收は之を禁止し釐金等の類は之を廢絶すべし。

(九) 戸口を精査し耕地を整理し糧食の生產消費を調査し以て民食の均等充足を謀る

(十) 農村組織を改良し農人生活を向上す。

(十一) 勞工法を制定して労働者の生活を改良し、労働團體を保護して其の發展を援助す。

(十二)法律上、經濟上、教育上、社會上男女平等の原則を確認し女權の發展を助成す。

(十三)教育の普及を勵行し兒童本位の教育の發展、學制系統の整理、教育費の増額及其の獨立の保障に全力を傾注す。

(十四)國家より土地法、土地使用法、土地徵收法及地價稅法を規定す。私人の所有土地は地主より見積價格を政府に申告し國家は價格によつて稅を徵し、必要的場合は申告價格によつて之を買收す。

(十五)企業の獨占的性質のもの及私人の力にては創營し得ざるもの即ち鐵道、航業の如きは國家より之を經營管理す。

十三、四、不平等條約。南京條約、天津條約、馬關條約、辛丑條約（團匪）（1）中國の關稅自主不能は不平等條約の結果。（2）領事裁判權が強迫設定されたのは何條約か。（3）馬關條約により日本は我等を強迫して何の領土を奪つたか。又我等の大沽砲臺が撤去されたのは何の條約の結果か。（4）二十一ヶ條を提出した日本の意圖如何。二十一ヶ條が取消されざる限り我等は山東滿蒙を確保し得ない。（5）若し中國が兵を派して東

京に占據し日本官民を殺さば日本人は黙つてゐるであらうか。

中華書局の四冊は民族主義、民權主義、民生主義、建國方略と云ふ順序であるが各卷、程度の差が少い爲めに兒童には前半が比較的難解なるに不拘、後半が比較的易しいと云ふ事になりはしないかと思はれる。第二卷の如きは全卷を通じ一つの學級會なるものを擬定し小學生が級長の選舉任免、規則の訂立修正等所謂四個の政權、五個の治權の全部に亘り學級會を中心として之が實際運用を説明してゐるが小學校の三年生に教へるものとしても却々大したものゝ様に思はれる。

其の第一卷十課には「日本はどうして強盛になつたか」と云ふのがあり、「日本は一の島國で土地人口とも約四川の一省に等しい。五十年前彼等は外國の侮を受けたが全國人が發奮したので今日では強盛の國家となつた」と云ひ、十三課には「……中國が日本を學び得れば中國一國で十個の強國に當ることが出來世界第一の國家となる」と云つてゐるし、十課には「長江を行する汽船は英國や日本よりも中國のものゝ方が少い」などもある。

岐路に入るが此の機會に世界書局及新時代教育社の課本につき日本に關する部分だけを簡単

に紹介する。

前者の高小用第一巻の「列強の政治壓迫」には「……朝鮮臺灣澎湖は中日戦争以後日本に割譲したもの……」「……日本の陸軍は平時百萬、戰時三百萬、戰闘艦三十萬噸……中日絶交せば動員の日から早くも十日にして中國を亡し得る……」「三民主義の歴史背景」には「……日本の維新は民族自強の實例……」の直ぐ下に弱少民族の實例として朝鮮をも擧げており、十四課に日鮮の關係を佛國安南の關係と並べて説明してゐる。

後者の第一巻には「大和民族を看よ」と云ふ、一課を設け民族成功的實例に援用してゐると共に、別に「馬關條約」「二十一ヶ條」の二課をも設け列強の支那壓迫の例に數へてゐること他書と異はない。又支那は日本に比し人口は八倍、領土は三十倍であることや、日鮮の關係等を記述せる外「南滿洲よりの來信」の課には「……民國元年四萬人しかなかつた滿洲の日本人は十一年には十九萬になつた。日本人は本國に住めぬ者は皆滿洲に來るのだが滿洲に住めなくなると今度は支那中部へやつて來るであらう」等とも云つてゐる。之等日本に關するものも「三民主義」の原講を一步も出てをらぬのは云ふ迄もない。

前述の教科書の何處かにもあつたやうに支那には失學者が非常に多いので之等の失學者に對し年齢男女の如何を不問、各地の中學又は大學の學生等が、夜間之等の校舎を利用して字を教へると云ふ所謂識字運動が數年來盛行してゐるが、教育者の立場からは此の運動を一般に平民教育とか成人教育とか云つてをり、新時代教育社の「三民主義千字課」は即ちかかる特殊教育に使用されてゐるもので比較的年長者に千の字を教へ乍ら三民主義をも理解させやうとの趣旨の下に編輯されたものであるから普通の小學校課本とは自ら性質を異にするものである。學校によつては右の如き教科書を使用せず、學校自身三民主義教課を編輯して贊寫に付してゐる處も少くない。それは教科書が一般に六ヶ敷いと云ふことや經費の關係等によるのであらう。

北京では公立の代表的小學校にして贊寫書を使用せる處があり、且つ公立小學は初級三年から之を講じ一二年には三民主義（又は黨義）を缺いてゐる。又有名なる私立孔德學校では初級一年から之を課し、商務印書館の新時代三民主義教科書を使用してゐたが、其の擔任教師は小學一年生に此の課本を教へるのは非常な困難で最初の二課は教へ得たが、其以後は齒が立たぬと述懐してゐた。尤も其の理由は同校は一年生の最初の一學期は日本の假名に相當する國音字

母のみを教へてゐるのに、三民主義課本が始めから本字であると云ふ點にもよると云ふことである。

中學初級用の課本も出てゐるが、只其の説明がより高遠となり「三民主義」原講に接近してゐると云ふ迄で内容は小學教科書と全く變はらぬものである。

尙ほ商務印書館は民國十六年九月「黨化教育に適合せしめる」目的の下に「新撰『共和國』」の二通りの教科書につき國文及歴史地理教科書の修正を斷行してゐる。前者に付ては初高兩級小學の國文教科書は十二課、高小の歴史及地理は十八課、後者に付ては初小の國文に十五課の修正又は變更を加へてゐる。重なる變更を摘錄せば……「堯舜之世」「禹治水」「孔子」「孔子故里」等の諸課は大部分「孫先生之遺囑」に改められ、一課は「リンカーン」に改められてゐる。白蓮教の説明から「經典を作り、衆を惑し財を斂む」の一句を除き、義和團は白蓮教の餘孽と云へるを「餘黨」とし、國旗、國歌を改め、北京を支那の舊都としてゐるのは勿論、洪秀全の條や民國の建立、國交等、歴史に加へられた修正は殊に多く「民國二年正式國會を召集し中華民國遂に完全成立」を「……北京政府遂に成立」とし。三民主義と革命については「……清季孫文

等興中會を組織し、三民主義を以て立國の本章となす……」等枚舉に勝へない。

然し今日では北伐完成して彼等の所謂訓政時期に入り事實上個々の建設が理論と違ふ點も生じており、尊孔令等も出されてゐるから、政局の安定を俟つて教科書の如きも更に修正が要求されるに至るであらう。

八、結

現在支那にとつては三民主義こそ其の革命の理論であり方略であるから三民主義教育は學校以外に於ても廣く提唱され、街頭に立つても公園劇場に遊んでも――要するに出でゝも入ても常に民衆は孫中山遺像遺囑及三民主義ボスターに掛けられており、其の宣傳の普及に至つては誠に餘力無しと云ふべきであらう。

且つ中等以上學校の入校試験は勿論、昨秋末、縣長公安局長以下所有る地方機關役員の資格任用試験には必ず三民主義の問題が課せらるゝ事になつてゐる爲め、苟も社會に出て人並に働くと志す程の者は、皆一應三民主義を闇誦んじねばならぬ必要に迫らるゝに至つた。

唯然し三民主義教育施設の完備、宣傳の普及等形式的方面だけを以てしては遽に其の效果を

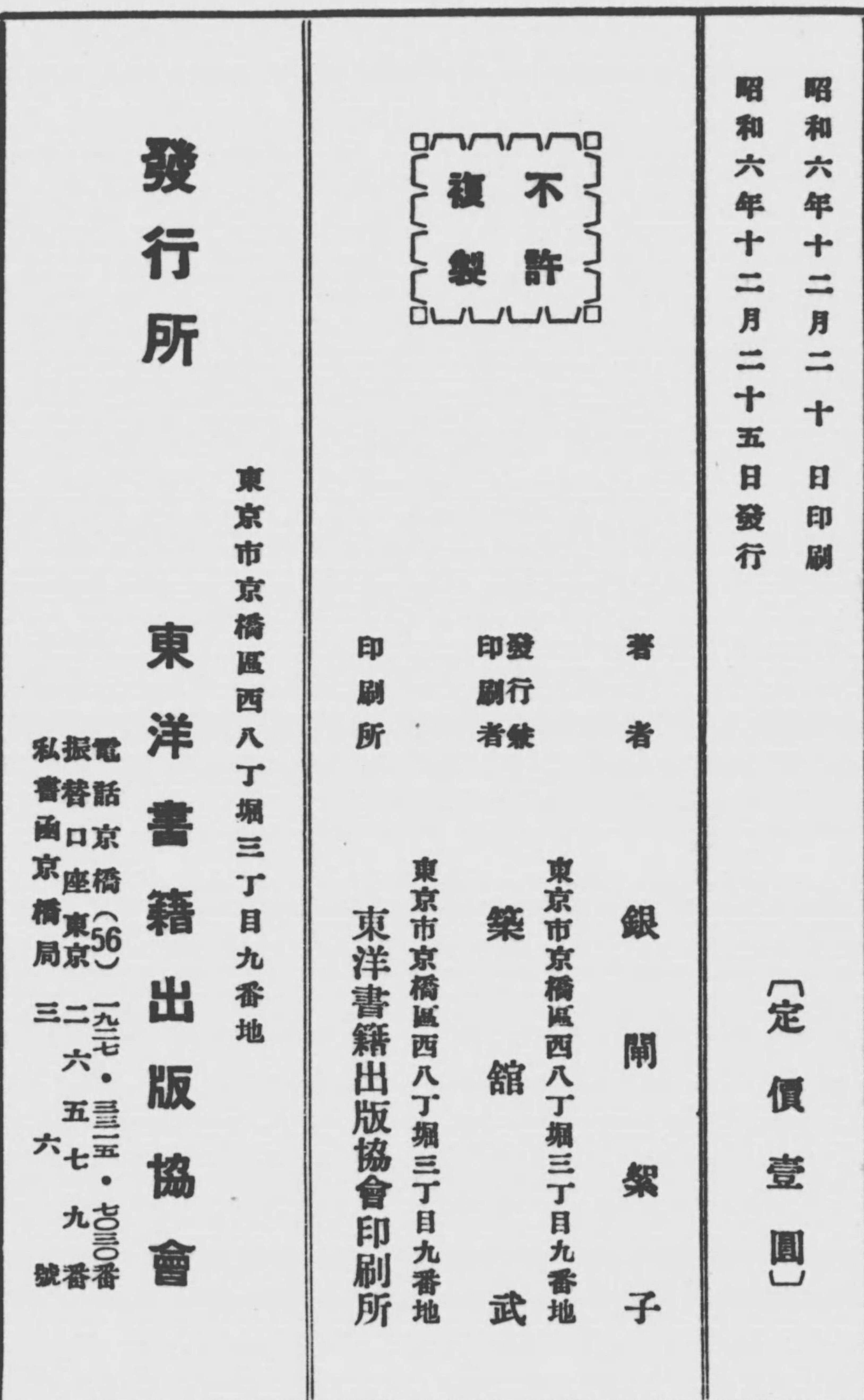
断する事は出来ぬ。一體此の國人の有つ弱點の一は形式に墮することである、論語読みの論語識らず無きを期せねばなるまい。

總理遺像遺囑に至ては聊か偶像化したかの觀なしとせぬが、孫中山自身は其の「三民主義」の冒頭に於て「主義は思想なり信仰なり力なり」「思想、信仰を生み、信仰、力を生む」と云つてゐるから三民主義の信仰こそ革命力の源泉であらう、が此の信仰が形式に捉はれてゐる間は所期する力を發揮することは出來ぬであらう。三民主義教育は要するに革命教育であるから其の效果は今後の「革命工作」の實績によつて測定さるべきである。

遮莫、今日では城市全體が大きな一の骨董である處の此の北平の閑寂な胡同で、鞄を抱へた三五人のあどけない女の子供等が、飴棒を舐めすり乍ら「打倒帝國主義」を口號してゐるのに出會すやうな時勢になつたのである。亦盛なりと云ふべし歟。（昭和三年十一月稿 北平）

（終）

（234）



100

